

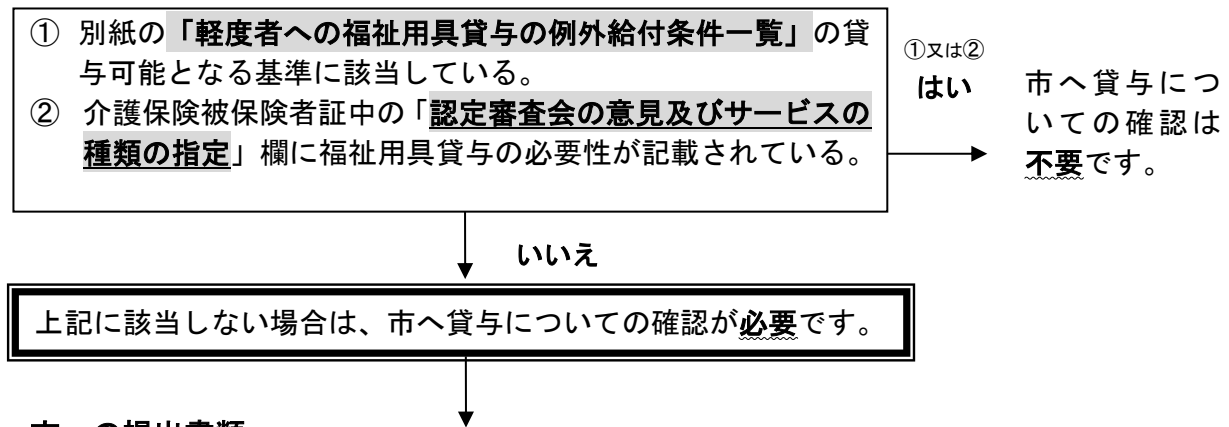
軽度者の福祉用具貸与の例外的な利用について

要支援1・2および要介護1の認定を受けた利用者において、下記の福祉用具の例外的利用に該当する場合、医師の所見の確認、サービス担当者会議での検討の後、阿蘇市ほけん課に必要な書類を添付し、承認申請をしていただくようお願いします。

1 対象品目

- | | |
|----------|----------------------|
| ①車いす | ⑥体位変換器 |
| ②車いす付属品 | ⑦認知症老人徘徊感知機器 |
| ③特殊寝台 | ⑧移動用リフト（つり具を除く） |
| ④特殊寝台付属品 | ⑨自動排泄処理装置（交換可能部品を除く） |
| ⑤床ずれ防止用具 | |

2 確認の手順



市への提出書類

要介護1の方

- ① 福祉用具貸与承認申請書
- ② 居宅サービス計画書 (1) 第1表
- ③ 居宅サービス計画書 (2) 第2表
- ④ 週間サービス計画表 第3表
- ⑤ サービス担当者会議の要点 第4表
- ⑥ 介護保険の福祉用具貸与にかかる主治医の意見書
- ⑦ ケアマネジメントシート

要支援1・2の方

- ① 福祉用具貸与承認申請書
- ② 介護予防サービス支援計画書
- ③ 介護支援計画経過記録
(サービス担当者会議の要点を含む)
- ④ 介護保険の福祉用具貸与にかかる主治医の意見書
- ⑤ ケアマネジメントシート

※車いす・特殊寝台で付属品の貸与がある場合、上記提出書類の中に品目名を記入してください。
※サービス計画書は、被保険者・ご家族が署名・押印したもののコピーを提出してください。

3 提出期限

新規・更新・区分変更いずれも認定結果が出ましたら、速やかに提出をお願いします。
特に更新や区分変更の結果、軽度認定判定となり引き続き例外給付が必要な場合は、再度書類の

提出が必要です。

4 確認通知書の送付

提出書類に基づき審査を行い、約1週間程度で承認（不承認）通知書をケアマネジャー宛に送付します。受け取られましたら、内容を確認後、速やかに本人へと渡してください。

5 主治医の意見書について

主治医の意見書については、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 「介護保険の福祉用具貸与にかかる主治医の意見書」に医師が記入（同様の内容が記載されている場合は任意の様式でも可）。
- (2) ケアマネジャーが主治医から聴取した次の①～③の内容を居宅サービス計画に記載する。
 - ①聴取した日付、病院名、医師の名前
 - ②必要となる福祉用具の種目
 - ③利用者の状態と福祉用具の必要性を判断することとなった医学的所見が、下記（i）～（イ）のどの項目に該当するか。
 - （i）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者（例、パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
 - （ii）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者（例、がん末期の急速な状態悪化）
 - （iii）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は病状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当できると判断できる者（例、ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）
- （ア）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者（車いす及び車いす付属品）
- （イ）生活環境において段差の解消が必要と認められる者（移動用リフト）

※介護認定に係る主治医意見書の「特記すべき事項」欄などに、次の内容が記載されている場合は、市で確認できるため意見書の提出を省略することができます（その他の書類は提出が必要）。

- ①必要となる福祉用具の種目
- ②利用者の状態と福祉用具の必要性を判断することとなった医学的所見が、どの項目に該当するか。（上記(2)の③参照）

6 注意事項

- 客観的にみて福祉用具貸与の必要性がわかるように、身体の状態や選定の理由、貸与による効果と改善等を表記すること。
- 主治医意見書の作成に当たっては被保険者負担が発生する場合がありますため、被保険者や家族に対して十分に説明を行うこと。
- 利用期間中も適宜利用者の状態を確認し、場合に応じては利用の中止等を行うこと。
- 更新の際には、継続して利用する意思があるかを確認すること（不要な継続使用をしない）。
- 追加で付属品の貸与も必要になった場合には、速やかに申請を行うこと。